

委 託 契 約 書 (案)

委託者双葉町を甲とし、受託者〇〇〇〇〇を乙として、双葉町公式ホームページリニューアル業務について、次のとおり契約を締結する。

(業務内容)

第1条 本契約に含む業務の内容は、別に定める双葉町公式ホームページリニューアル業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受託者は委託者の指示に従うものとする。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、令和8年9月 日から令和9年3月31日までとする。

(履行場所)

第3条 本契約の履行場所は、別に定める仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第4条 本業務にかかる費用は以下のとおりとする。

(1) 契約金額 円

(2) うち、この取引にかかる消費税及び地方消費税額 円

(「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に100分の10を乗じて得た額である。)

消費税法及び地方税法の改正等によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じた場合は、この契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 双葉町財務規則(昭和61年双葉町規則第1号)第98条の規定により、受託者が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(業務の完了)

第6条 受託者は、別に定める仕様書に記載する成果物を納入することとし、委託者による成果物の検収をもって本業務の完了とする。

(支払い)

第7条 受託者は、本業務が完了したときは、業務委託料の請求を委託者にすることができる。

2 委託者は、前項に基づく正当なる請求書を受領後30日以内に受託者に支払うものとする。

3 委託者は、第1項の規定に関わらず、受託者の請求により必要と認める場合には、委託料の一部(又は全部)を概算払することができる。

- 4 受託者は、第3項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を委託者に提出するものとする。
- 5 委託者は、第3項及び第4項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(準拠法)

第8条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

(準拠法令等)

第9条 本業務の実施に当たり、本仕様書によるほか以下に記載する関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 双葉町個人情報保護条例
- (2) 双葉町財務規則
- (3) その他、関係法令・通達等

(業務の指示及び監督)

第10条 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者の指定する監督員と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

(業務計画及び提出書類)

第11条 受託者は、業務に先立ち、業務全体の計画を立案するとともに、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 主任担当者及び業務責任者届
 - (2) 業務着手届
 - (3) 業務実施計画書
 - (4) その他委託者の指示するもの
- 2 受託者は、前項の事項において変更が必要なときはすみやかに変更届を提出し、その都度委託者の承認を得なければならない。

(業務状況の報告)

第12条 委託者は、受託者に対し必要に応じて業務の進行状況について報告させることができるものとする。なお、受託者は委託者に業務の進行状況について報告を求められた場合、速やかに報告しなければならない。

(再委託)

第13条 受託者は、この契約の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

- 2 受託者は、委託事項の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ文書により委託者の承認を受けなければならない。
- (1) 再委託の相手方の商号または名称及び住所

- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額
- 3 受託者は、第三者に再委託を行う場合においても、この契約により受託者の義務とされている事項につきその責めを免れない。
- 4 受託者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合は、次の各号について文書により届け出なければならない。
 - (1) 当該第三者の商号または名称及び住所
 - (2) 委託を行う業務の範囲
- 5 受託者は、再委託に関する書面の記載事項に変更がある場合は、遅滞なく委託者に変更の届出を行わなければならない。

(知的財産権の取扱い)

- 第14条 本業務の実施の過程で生じた発明その他の知的財産権又はノウハウ等(次条の対象となる著作権を除く。以下、併せて「発明等」という。)が、委託者又は受託者のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他知的財産権(特許その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。))、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者との間で特許法(昭和34年法律第121号)第35条に基づく特許権の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受託者が従前から有していた特許権等を本業務に利用した場合又は前項により受託者に帰属する特許権等が本業務に利用された場合、受託者は委託者に対して本契約に基づき本業務で使用するために必要な範囲における当該特許権等の実施又は利用を許諾する。
 - 3 本業務実施の過程で生じた発明等が委託者及び受託者に属する者の共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は、委託者と受託者の共有(持分均等)とする。この場合、委託者及び受託者は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 委託者及び受託者は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。ただし、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の書面による同意を要するものとする。
 - 5 前各項の定めにかかわらず、本業務の成果物の著作権については、次条の定めによるところによる。

(著作権の帰属)

- 第15条 案件の遂行に伴い受託者が作成し委託者に納入した成果物(以下単に「成果物」という。)に関する権利の扱いは、次のとおりとする。
- 2 成果物に係わる一切の権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)(特許権及び実用新案権(特許または実用新案を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。))を除く。以下この項において同じ。)は、委託者に帰属する。ただし、成果物の作成に当たって使用される市販製品及びOSS等の原プロダクトに係わる著作権その他の権利は、案件の遂行によって何ら

影響を受けないものとする。

- 3 受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権(以下「知的財産権」という。)を成果物に適用した場合には、委託者に対し、委託者が案件を遂行するために必要な範囲で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。
- 4 受託者または委託者は、案件の遂行の過程で相手方に提供した資料、プログラム等に係わる知的財産権について、当該相手方に対し、案件の遂行のために必要な範囲で当該知的財産権を無償で利用することを許諾するものとする。

(著作者人格権)

第16条 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条又は第20条に規定する権利をいう。)を一切行使しないものとする。

- 2 受託者は、著作者人格権が、受託者又は受託者の各構成員の従業員若しくは第13条の規定に基づき本業務の一部が第三者に再委託された場合の当該第三者或いはその従業員に帰属する場合には、これらの者が委託者に対して著作者人格権を行使しないようにしなければならない。

(権利侵害に関する保証)

第17条 受託者は、本業務が第三者の特許権、実用新案権、著作権、著作者人格権、営業秘密その他の知的財産権を侵害したことを理由とし、委託者に対して訴訟の提起又はその他の紛争が発生した場合、かかる訴訟及び紛争(以下「クレーム」という。)を防御し、これにつき発生する一切の責任及び費用(合理的な弁護士費用含む。)につき委託者を補償し、かつ、委託者が一切の不利益を受けないようにしなければならない。ただし、委託者が受託者にクレームの発生から30日以内に通知し、防御及び全ての関連する解決に関する交渉を受託者が行うのに必要な援助、情報、権限を受託者に与えた場合に限る。

(秘密の保持)

第18条 受託者は、本契約履行に関連して委託者から提供された情報または資料であつて、秘密であると明確に指定されたものについては、当該情報を他の目的に利用し、本業務の遂行に必要な範囲を越えて利用し、または第三者若しくは本業務遂行に携わる人員以外の受託者の使用人に開示・漏洩してはならない。

- 2 受託者は、本契約履行に関連して個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報または資料については、これを秘密として取扱う必要はないものとする。
 - (1) 一般に入手できるもの
 - (2) 受託者が既に保有しているもの
 - (3) 受託者が本契約外で独自に開発したもの
 - (4) 受託者が第三者から適法に入手したもの
- 4 本条の規定は、本契約が解除等により終了した後も有効に存続するものとする。

(情報セキュリティの遵守)

第19条 受託者は、本契約を履行するに当たり、意図しない操作、故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持ち出し・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難及び規程外の端末接続によるデータ漏洩等が起これよう、情報セキュリティを遵守するものとする。

(情報セキュリティの運用状況の検査)

第20条 受託者は、本契約を履行するに当たり、委託者による情報セキュリティの運用状況の検査が行われる場合、これに応じるものとする。

(情報セキュリティ及び個人情報保護の意識の啓発及び教育)

第21条 受託者は、本契約を履行するに当たり、業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び個人情報保護の意識の啓発及び教育を行うものとする。

(事故の処理)

第22条 本業務実施中において、受託者の責により生じた事故及び第三者に与えた損害は、直接損害金額の範囲内において、受託者が損害賠償を行うものとする。

2 前項の規定に基づく、損害賠償の発生有無に関わらず、事故等が発生した場合には、受託者はその原因及び処理について委託者に対し速やかに報告するものとする。

(受託者の帰責事由による契約解除)

第23条 委託者は、本契約履行中に著しい怠慢または契約内容の不履行があった場合、本契約を解除することができるものとする。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したことが判明したときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時、契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(中途解約)

第24条 委託者が契約期間中に本契約の全部の解約を希望する場合、委託者は解約する1ヶ月前までに書面により解約を申し出ることができるものとする。

- 2 前項の規定による委託者からの解約の申し出の結果、本契約の全部を解約することとなった場合、受託者は、日割り計算を行わず、残余の期間に対応する料金に相当する額を翌月5営業日までに請求し、委託者は、受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約の変更)

第25条 委託者は、経済事情の変動、業務内容の大幅な変更、その他やむを得ない事情により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により受託者に申し出ることとし、契約の変更を必要とするときは委託者及び受託者による協議のうえ変更することとする。

(履行期限の延長及び遅滞利息)

第26条 受託者は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対し遅延なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は双方協議して定める。

- 2 受託者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、委託者は受託者から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 3 委託者は、前項の規定により履行期限を延長しようとするときは、その旨を受託者に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を受託者との間に締結するものとし、受託者は、これに応ずるものとする。

- 4 第2項の規定による遅延利息は、当初の履行期限(前条の規定による履行期限の変更あったときはその期限とする。)から延長後の履行期限までの日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)とする。

- 5 委託者の責めに帰すべき事項により、第7条第2項及び第5号の規定による委託料の支払いが遅れたときは、受託者は、委託者に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

(損害賠償)

第27条 委託者及び受託者は、本契約に明示的に規定する場合を除き、本契約の履行に関し相手方に損害を与えたときは、委託者及び受託者によるその損害額等について協議の上、現実生じた通常の損害賠償金額の範囲において、賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責めに帰することができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。

- 2 前項の規定に基づく事故等が発生した場合には、損害賠償の発生有無に関わらず、受託者はその原因及び処理について委託者に対し速やかに報告するものとする。

(契約不適合)

第28条 受託者は、本業務完了後1年以内に受託者の責に帰すべき事由に基づく契約不適合が発見された場合は、当該する不適合箇所を無償で補修するものとする。本業務に関して、受託者が本業務完

了後に委託者に対して負う責任は本条に定めた範囲に限られるものとする。

(疑義解釈)

第29条 本契約に規定のない事項及び本契約条項のうち疑義のある事項は、委託者及び受託者双方で協議し、円満に解決をはかるものとする。

2 委託者及び受託者双方により協議を行った場合、受託者は、これに対する協議録を5日以内に作成しなければならない。また、作成された協議録は委託者に対し電子データにより提出することとする。

(合意管轄)

第30条 前条協議によってもなお本契約にかかわる紛争が解決できない場合は、福島地方裁判所いわき支部を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和8年9月 日

委託者	住所	福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4
	名称	福島県双葉郡双葉町
	氏名	双葉町長 伊 澤 史 朗
受託者	住所	
	名称	
	氏名	